

6 番 おはようございます。通告1番 6番議員、細田勝治です。

通告に従いまして、1、農業体験施設四季の里への指定管理者制度等の導入検討結果を問う。2、選挙年齢が引き下げられる公職選挙法改正に伴う教育への対応を問うと題しまして最初の質問をいたします。

それでは相和地域の活性化と四季の里の指定管理者制度導入の件からお伺いいたします。最初に県西地域活性化プロジェクトの未病いやしの里センターのブルックスと大井町の提案が最優秀提案に選択され、その新聞報道に接して心からお喜び申し上げます。町長及び町職員の皆さんの御努力とともに、町民の皆さんの熱意に敬意を表したいと思います。これについては後ほど質問の中で少し触れさせていただきます。相和地域の活性化は、大井町としては以前から重くかつ大きなテーマでした。その中で、平成23年度制定されましたおおいきらめきプラン大井町第5次総合計画の第1次実施計画を見ますと、特に人口減少が著しい相和地域において農業基盤整備を行うとともにおおいゆめの里の整備を推進し、ビジターセンターを中心に農業と連携した観光事業を展開しますと記されております。町のホームページにある前期基本計画の主な成果についてによれば、確かにおおいゆめの里の整備は進み、ビジターセンターである農業体験施設四季の里は開設され、なおかつその施設は完成に近づいているということが言えます。その主な事業である直売所の実績は、売上高としてあらわれております。設立した年度の3,100万円以降は順調に伸びて、26年度は3,339万円となり、27年度の目標の3,400万円は恐らく達成すると思われます。しかし、第5次総合計画、第2次実施計画書の116ページには明確に示されていますが、指定管理者制度等の導入の検討はその後どのように検討されてきたのでしょうか。この計画書では、農業体験施設四季の里等において観光の拠点としての活用をより一層図るため、集客等のノウハウを要する民間業者等への指定管理者制度の導入を検討しますと明言されています。しかし、指定管理者制度については前期基本計画の主な成果等については明確なものが記されておりませんし、同じホームページの中にある後期基本計画における施策案では、指定管理者制度の今後の活動については一言も触れられておりません。四季の里は単なる直売所だけの機能であってはならないし、多機能な施設であるべきです。そのためにも民間事業者の知恵を導入すべきだと考えます。四季の里だけではなく、今年度改修が計画、予算化された改修後の主な活用方法は、相和活性化委員会に任せることになった旧相和直売所及び郷土資料館と農産加工所を大井町の観光及び相和地域活性化の農業観光の情報発信基地として加え、指定管理者制度を導入し

てみてはいかがでしょうか。

さらに冒頭に申し上げた未病いやしの里センターの本町への念願の誘致実現に伴う件です。ブルックスと大井町の共同提案であつたり県の施設であつたりして、町としては直接に対応できないなど多くの課題もあるとは思いますが。四季の里といこいの村そして未病いやしの里センターは、相和地域の活性化や観光事業の拠点として活用するためには、同センターの役割は非常に大きいものがあります。県が設置して運営する部門、民間事業者が整備・運営する部門いろいろあります。せっかくさまざまな形で機能を盛り込んだ施設でありますから、民間の活力を大いに生かしてはいかがでしょうか。また、民間の活力を生かしていく方法は大いにあると聞いております。これを機会に相和地域全体に指定管理者制度を導入し、町行政の展開は基本計画の三本柱の一つである相和活性化の事業展開を大きく促進するものであり、一段と成果が出るものと思われまふ。町長の御意見をお伺いいたします。

次に、公職選挙法の改正に伴う町の体制についてお伺いします。昨年12月に行われた衆院選は、大井町の投票率は55.19%とやや高目でしたが、全国平均では52.66%と戦後最低の投票率になってしまいました。また新聞のデータによりますと、平成25年前回の衆院選の年齢別投票率は、いずれも推定ですが20歳で35%、21から24歳で32%、25から29歳で34%と全体の投票率53.51%を20%も下回っております。これは若い世代の投票率がいかに低いか、またよく言われますが、若者世代の政治離れが顕著であることを示しております。このようなデータを見ると、選挙権が18歳以上に拡大しても何も対策がなければ必ずしも投票率の改善につながるとは考え得ません。そこで全体の投票率の改善に取り組むとともに、特に10代20代の若者にどのように投票を促すか。町としても大きな課題であると考えます。

来年夏に予定されています参院選からは18歳以上に選挙権が拡大されて実施されますが、新体制での選挙に際し、私は最も大切なことは青少年への教育であると確信しています。政治の中立性が求められる教員という立場もありますし、18歳以上の高校生には主権者である制度という立場でのアプローチを欠かすこともできません。18歳といえば本町には高校は大井高校しかありませんが、わずか三、四年で18歳を迎える中学生がいます。これまで学校では政治課題が余り扱われてこなかったと言われてきましたが、中学生に対して正面から権利の対価とともに責務と責任を負うことの意義などの教育や、10代からの声が今後の町政、県政及び国政に届くような政治教育などのように展開されるのが、そして生

徒への主権者教育の今後の方針等が計画的になされればよろしいかと
常々考えております。教育長に見解をお伺いいたします。

以上で、登壇での質問といたします。

議 長 細田議員に私のほうからお願いします。未病いやしの里センターにつ
きましては通告されておられません。今後気をつけていただきたいと思います。

また、この質問に対して、町長、せっかく出ましたので、答えられた
らで結構ですので、御答弁できましたらお願いいたします。

町 長 通告1番 細田勝治議員の御質問で、後期基本計画で導入予定の農業
体験施設四季の里への指定管理者制度の検討結果を問うと。2点目が選
挙年齢が引き下げられる公職選挙法改正に伴うところの教育への対応を
問うというようなことでございます。

今の御質問の内容にも町が投票を促すというような文言があったわけ
でございますが、あくまでも選挙に関しましては選挙管理委員会委員長
のもとに町職員であるところの総務課長が書記長になり、そしてその下
の職員が書記となって運営しているわけでございまして、町長であって
も選挙には介入してはならないという原則もございます。そんなことを
まずもって御理解をいただきたいと思いますし、教育委員長においても
政治だとか公民とかというような学校の教科の中で選挙にかかわること
ができようかと思いますが、選挙の投票率云々のために特に学校現場で
教育をさせるということは教育委員会の選挙への介入ととられる場合も
ありますので、この辺のところはひとつ御理解を賜りたいとお願いをす
るところでございます。

それではまず1点目の御質問にお答えさせていただきます。指定管理
者制度の根拠は、平成15年の地方自治法の一部改正により規定された第
244条の2第3項でありまして、ここには普通地方公共団体は、公の施
設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条
例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共
団体が指定するものに、当該、公の施設の管理を行わせることができ
るとされております。指定管理者制度が創設される以前は、管理委託制度
のもと公の施設の管理が委託できる相手を公共団体、公共的団体、地方
公共団体が出資している法人で政令で定めるものに限定されていまし
たが、この制度によりスポーツ施設や都市公園、文化施設、社会福祉施設
などの管理をさまざまな民間の運営や企画のノウハウを持つ事業者やそ
の他の団体に委ねることが可能となったわけでございます。

この制度は、導入開始前に募集や申請、指定管理者の指定などの手続

を条例で定め、これに基づき事業者の選定を行い、議会の承認後、施設の管理に関する協定の締結を行う必要がありますが、本町においては平成24年3月に大井町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の公布及び施行を行っておるものでございます。そして指定管理者の指定を受けた者は、施設の使用許可や事業の企画、利用料金の収受が認められ、利用料金の設定も公益上必要があると認める場合を除くほか、地方公共団体の承認を条件として指定管理者が定めることが可能でありますもので、さらに具体的な事業の内容を指定管理者が決めることも可能であることから、民間ノウハウを活用して管理・運営をもって収益の増加を図ることができるものでございます。

また、地方公共団体は指定管理者に対しまして指定管理料、料金だけでは管理・運営にかかわる経費が賄われない施設などの場合に、行政から指定管理者に支払われる委託費をいうわけでございますけれども、これを支払うこととなっており、その算出は現状の人件費や光熱費、修繕料等施設管理に相当する経費を基準に積み上げるのが一般的でございます。指定管理者が収受した利用料金等の額が当該公の施設の管理経費を上回る場合には、指定管理者の一部を当該地方公共団体に納付する仕組みを採用することが可能となっているわけでございます。

以上のように、制度は地方公共団体からは、公の施設管理に民間能力を活用しつつ多様な住民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、利用者のサービス水準の向上と集客数の増加及び経費の削減が期待されるものとなっております。

一方、事業者側からは既存の施設を利用できることから初期投資を要せず、持てる経営ノウハウや企画力によって収益を上げ、またこれは増加させることができるというメリットもあるものでございます。そして、このような指定管理者制度の導入を成功させる重要なポイントは、指定管理者に対し施設の目的や利用計画といった地方公共団体の方針を明確に伝えること、さらにこれらの実現を目指した事業展開を促すことが上げられます。さらに、指定管理者に対し、事業収益の増加の機会を与えることは当然必要であり、協定書等の内容に逸脱しない限りにおいて、事業の企画立案に関しては裁量権を持たせるべきと考えるものでございます。そして単体の事業ではなく複数の事業を対象とすることにより、連携した事業展開による収益増加といった営業意欲の促進とともに、サービスの向上や集客数の向上にもつながることから、単体の施設ではなく複数施設を対象とすることも積極的に検討しなければならないんじゃないかならうかと思われるところでございます。

そのような中で、御存じのとおり相和地域の活性化は前期基本計画の重点施策である三つの成長戦略の一つとなっており、平成25年度から地域の住民や団体関係、有識者などからなる相和地域活性化委員会を組織し、地域活性化に向けた検討を行ってまいっているものでございます。この委員会の検討の中で活性化を図るためには、四季の里を始め、その周辺の公共施設の有効な利用と、それぞれの施設を活用して連携した事業展開が必要であると意見をいただいております。まさにこの意見は指定管理者制度導入を成功させる重要なポイントと一致するものでございまして、業者の参入意欲の向上とともに、相和地域の活性化の推進に期待できる考えであるというように思っております。

指定管理者制度を導入するにつきましては、いまだ中途であります。が、四季の里を始めとしたそれぞれの施設が有機的に機能し、にぎわいあるエリアとなるよう施設整備の計画と検討、その整備を進め、これらと同時に複数の公の施設を対象とした制度導入の検討を行ってまいりたいという考えでございます。なお、この制度が公共サービスの質の向上を高めるとともに、管理運営経費を低く抑えることも狙ったものですがその両立の難しさもありまして、まず指定管理者が辞退したり事業者が破産するなどの事例も発生していることから、万能なものと言えないということでございます。

また四季の里における直売所や農業体験事業については、かかわるところの農業者やまたはその団体の理解や協力が欠かせないというようなことがあるわけございまして、まだ十分な協議が必要じゃなかろうかというように段階でございます。これらの検討に当たりまして、課題として十分今後検討しなければならない一つじゃなかろうかなと思えますし、四季の里だけでなくして相和グラウンド等も含めた中で、もう少し広いエリアで指定管理者制度が導入されるのはどうかというようなことも考える、必要じゃなかろうかなと思っておりますが、現段階においては四季の里の直売所や四季の里を利用される団体においては、まだまだ指定管理者制度に向けていくというには時期が尚早かというような私自身判断をしているところでございますし、まだまだ町への依存体質が大変強過ぎるというところも相和地域の活性化に向けては私は課題の一つじゃなかろうかなというように考えでございます。

1点御質問がございました未病いやしの里センターにつきましては、ブルックスさんと町との共同提案というように県にお認めいただいたわけでございます。事業は28年からスタートするわけでございますが、広大な面積と大きな建物をもって事業展開をするわけございま

す。これは31年、32年というような時間的なものも要するわけでございますので、今後これらに対しましてはいろんな課題解決を図っていかねばなりません。特に都市計画上の問題等のクリアをしていかねばならないですし、そういう点においては大きな時間を要するかと考えるところでございますし、町もこれから本格的な協議といたしますか、どっちにしても法的しほりをとらなければ事業展開がなかなか難しいわけでございます。これらを当然ブルックスさん、また町、県との協議の中で、国の御理解もいただかなければならない課題もあろうかと思えます。しかしながら、一日も早くここを未病いやしの里センターとして多くの人のにぎわいを見られるような施設にしてみたいということが私どもの考えでもございます、ブルックスさんの考えでもございます、県の考えでもあることから、また議会の皆さん方にも御説明をさせていただき、皆さん方の御理解の中でいろんな条例、法との改正等もしていく課題の一つだというようなことで御認識いただければとお願いをするところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。以下、教育長に答弁させます。

教 育 長 引き続き、私からは2点目の公職選挙法改正に伴い、中学生に対して教育の現場ではどのように対応するのかといった御質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、選挙権年齢が引き下がったことに対して特別な教育の対応はしていません。しかし、御質問にある権利の対価と共に義務と責任を負うことの意義につきましては、小中学校の社会科で日本国憲法を通して学ぶべき内容として学習指導要領にも明記されており、既に指導がされております。

中学校社会科の公民分野では、日本国憲法の基本的原則を具体的な生活とのかかわりから学習させ、自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識させることが必要であると述べられています。また、選挙についても選挙の意義については、それが主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させるとともに、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義を考えさせるとあります。

小学校におきましても、国民としての権利及び義務について調べるなどし、日常生活との結びつきが見られる事例などを通して、基本的な考え方を具体的に理解できるよう指導しております。さらにその発展として、中学校では社会の諸問題を考えるための枠組みを身につけさせる授

業を行い、広い視野での問題意識を引き出しながら学習を進めています。

つまり、小中学校において知識や概念、技能を確実に身につけるとともに、社会の一員としてさまざまな事柄に主体的に参画する資質や能力を育成することが大変重要な点として挙げられており、このことが公民としての意欲と態度を育てることにつながるものと考えております。

教育委員会といたしましては、今後も学習指導要領にのっとりつつ、今回御質問があったような社会的な問題や動向について、自分なりの考え方を持ち判断する力を育てる授業をしていくよう、引き続き指導してまいります。

私からの答弁は以上でございます。

6 番 それでは、再質問に移らせていただきます。

ただいま町長の御答弁で、指定管理者制度の導入についてはいろいろ課題もあるけど、基本的には導入していくという方向性を示していただいたかなと思います。今後この方向性を煮詰めていただいて、近い将来実現ができればかなと思います。

四季の里を中心とした活性化の問題であります。24年度に完成して以降、施設維持管理費という形で多額の税金が投入されております。そこで5年目を迎えるわけなんです。いよいよ初期投資の投入された税金がどのような形で成果を上げているのか。これを示していただく時期なのかなと思います。なおかつ5年を過ぎたこれから来年度等含めて、今後の四季の里のあり方、今までのあり方とはちょっと違うぞと、これから四季の里はこういうふうにしていくんだと、それが相和の活性化にこうやってつながっていくというようなものがもし構想として、検討していただければお聞かせいただければかなと思います。

地域振興課長 まず、四季の里につきましては、活性化事業の拠点ということで位置づけを当然しております。御質問の今の機能といたしましては、やはり直売所。これは四季の里出荷組合の組合ということで、自主運営というようなことになっておりますが、また農業体験の受け入れですね、こちらの農業者はゆめおい体験塾が中心となった受け入れを行っているということ、それから施設における体験教室等の開催によってそういった形の事業が中心となって実施しているという状況でございます。また過去にもいろいろと国の補助金等を使って施設の充実、それから最近では四季の里まつり実行委員会ということを編成して年4回のイベントを開催するなど、いろいろと事業を展開してきているところでございます。基本的にそういった事業をさらに充実させるということが重要であ

るということ。それから先ほどの町長の答弁にもありましたように、四季の里だけではなくて周辺にも郷土資料館とか加工場、その他施設幾つかございまして、そちらも充実させた上で、それぞれに四季の里とは違う機能を持たせ、エリアとして充実したエリアにして来客を図るということで推進していきたいと思っております。

以上です。

- 6 番 なかなか今後、先々の話というのは明確な形ではなかったんですけども、ぜひ今後、四季の里を充実した形で発展させると同時に、次のステップに進んでいただきたいなと考えます。

ただいま教育福祉委員会のほうから行政視察の報告がありましたが、我々の企画経済常任委員会でもこの5月に愛媛県内子町に視察に行っていました。内子町は1万8,000人程度の規模で、我が大井町とほとんど変わりません。視察目的はまさに今質問させていただいております四季の里をベースにした視察ということで行ってきたわけです。「からり」という、うちでいう四季の里の直売所、ここも大井町と同じように地元の人たちだけが地元の農産物を販売しているというところの販売所もありました。その中で、四季の里と決定的に違うところが一つあります。それは食の場です、食べ物ということです。今回大きなテーマが都市との食・農の交流ということで行ってきたわけです。

四季の里では、先日視察に行ったときにアイスクリーム等のサロンもあったりして以前とはちょっと違うなという感じは受けたんですが、「からり」というところは完璧にもうレストランという形で、その場で内子町で作られた新鮮な食材を使ったレストランになっております。かなりの人数が入っております。道の駅ということも兼ねておりますので、なかなかにぎわいは四季の里とはちょっと違うなと感じましたけども。じゃ、四季の里でそういうことはできないかということになってきますと、町としてはいろんな保健所等の関連もあって、なかなかおいそれという形にはいかないかとは思いますが、幸いにそこには相和そばの会等の組織もあります。また近くでは、非常に食事を提供する場に対して関心を持ってらっしゃる方が多くいらっしゃるようなことからして、少なくともそういう食を提供する機会というのは少なからずあるんじゃないかなと考えます。その辺の事情を含めてそういう方向性というのは今後あるのかどうかお伺いいたします。

地域振興課長 議員おっしゃられますように、相和地域といいますか四季の里を中心としたエリアに関しましては、食に関する施設がないと、非常に少ないという認識は当然持っております、また相和地域活性化委員会の中

でも、あのエリアを観光地化といいますか、来客をふやすためには食に関する施設を当然つくらなければならないと。現状において食の施設がないというのは非常に致命的であるというふうな意見をいただいております。今後といいますか、まず四季の里において現状あそこにレストランをつくるとかということは、用地的には可能かなとは思いますが、必ずしも四季の里につくらなければならないというわけではなく、周辺の施設を有効利用ということも兼ねて、そちらでの想定を考えております。また、地元へも御指摘のとおりそばの会とかいう団体がございまして、そちらが主体となって食材といいますか料理を提供してくれるということになれば、非常に地元にもお金が落ちて効果があるであろうと考えております。一応そういったことも検討は実はしておりますけれども、地元の皆様も直接店を持って経営するということになりますと、また非常に難しい面もあるということで、そちらにつきましても安定した経営ということにつきましても非常に大きなポイントになると思っております。とにかく地元においてのよい野菜とかそばとかいう非常に活用できる資源はたくさんあると思います。とにかくそれらを調理し提供し、また施設としても安定的に維持できるというふうな両面からその辺は検討していきたいと思っております。

以上です。

- 6 番 確かに経営上の安定性を求めるということも必要かなと思われ
す。この中で、当初から連日開店するということは入場者数等の関連も
含めると厳しい面もあろうかと思えます。例えば、週末にそういう機会
を得るとかいうことも含めて検討いただければなと思えます。

それでは選挙絡みで少しお伺いしたいと思うんですが、湘光中学に立
志式というすばらしい行事があります。御存じのように、昔の元服とい
うことで、14歳で昔は大人になったわけです。それにちなんで立志式と
いう2年生を対象にして行われております。何とこれは調べてみたら昭
和44年度からずっと続いているんだそうで、ことしで46回目になりま
す。まさに本当に伝統のあるといった言葉がぴったりかなと思うん
ですが、この立志式でその目的とするところが、これまで自分を支えて
くれた保護者や人々への感謝とともに、昔の成人と同じ年齢になった
ことを機会に自分を見詰め、また社会の一員としての自覚を深め、現
在及び将来の夢や願いを考えると。その願いの一つにあります。まさ
にここは、るる申しあげました選挙権年齢が引き下がるに当たって、
あと本当に三、四年で選挙権を得る中学生に対して政治的な正しい
政治への理解、認識といったものを植えつける機会でもあるのかな
と思えますが、教育

長その辺のお考えはいかがでございましょうか。

教 育 長 立志式についてなんですけども、現在、湘光中学においては中学校3年生になるに当たってといったところへの心持ちを持たせるといったことを大きな視点として実施しているところでございます。そういった社会の一員としての自覚を深める中で自分を見詰め、現在及び将来の夢や願いを考える、そこのところを重点として位置づけております。ですから、全員その作文を書かせ、その中の各クラスの代表者をもって一堂に会して立志式のところで発表しているといった対応をしているところでございます。また、その書いた作文については、成人式の日子どもたちに返しているといったところでございます。ですから、先ほど御指摘いただきました正しい政治の理解といったところも、確かに成人といった意味の中では大切にしていかなんと思いたすけれども、現在、湘光中学校では将来に向かって、また自分がどう今後を進路を決めていかといったきっかけづくりに位置づけているといったところでございます。

あわせて、昨年度は前箱根駅伝に出場された平野泰輔さんをお迎えして御講演いただいたところでございますけれども、その際も自分が中学校のときどうであったか、そしてその後どういう自分自身が今してきたか、というようなことをもって子どもたちへの意識づけを図っていただいたといったところでございます。そういったところの中で、湘光中学校で実施しているといったことを御理解いただけたらと思います。

以上です。

6 番 最後に、今中学生の話になりましたので、高校生の件で一つ伺いたします。

先月だったでしょうか、神奈川ハイスクール議会2015というのが神奈川県議会でも県内の高校生約100名と黒岩知事が議論を行いました。生徒たちの委員会活動の一つとしてあったんですが、彼ら自身の課題も含めて投票率の低さが議論されました。投票率アップに向けて見えるような形で対策をしているのかと高校生のほうから問いかけがあったりして、高校生でさえ投票率の低さを憂えているような感じがいたしました。これに対して知事との論戦があったわけです。この内容はともかくとして、私は知事と高校生が一つの場でこういうようなことの議論が行われていること、これがすばらしい教育の効果の一つにつながっていくんじゃないかなと思われます。教育の一環としてこういう場があったというようなことについて、教育長はどうお考えでしょうか。

教 育 長 高等学校ということの中で、私自身の私見は差し控えていただき

たいと思います。小中学校においての選挙とのかかわりということで少し御答弁させていただければと思います。

先ほど細田議員のほうからも御指摘ございましたように、公教育においての政治教育の取り扱いというものについては、教育基本法始め学習指導要領等に定められ、かなり拡大解釈する中での教育現場でのタブー視みたいなものはされていたような現状があります。そういったところの中で、今回この公職選挙法が改正されたといったところの中での対応ということで考えていかなければならんなと思うところでございますけれども、実はこの法律の公布等についての通知というのは私どもに届いたのはきょうでございます。

実際、その中には小中学校のこれは文部科学省の初等中等教育局長と高等教育局長から各都道府県教育委員会の教育長宛てに出されている通知文でございますが、この中には高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部での扱いと同時に、小中学校段階においてということにおきましては、児童・生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うよう教育の充実を図ることについて留意願いたいといったことが書かれております。実はそのところにおいて、あわせて学校教育においては教育基本法等に定める学校の政治的中立を確保することが必要であり、各学校においては環境法令、先ほどの教育基本法等もそうですけれども、そういったことに遵守した指導で行うよう配慮していただきたいといったことが示されております。さらには政治参加といったことに関しては、教育を積極的に推進するためにも各地方公共団体の選挙管理委員会との適切な連携協力に御配慮くださいといったところが示されているところでございます。そういったところの中で、この中立性といったことはどう捉えるかということで、実際高等学校の現場の教員等においても、このことは何が中立なのかということで、その政治的中立を確保することが求められてもなかなか難しいといったこと、さらにはこの政治的中立性を逸脱した授業をした教師に罰則を科すような法改正も進められているというようなことも聞いております。そういったところの中で、なかなかデリケートな問題だろうと思っております。

実際選挙に関する内容ということにつきましては、湘光中学校におきましても生徒会活動において役員の選挙が実施されております。この選挙においても、その手続の中でみずからが立候補し、今度は選挙管理委員会から告示がされ、立候補の受け付けまたは立ち合い演説の応援に、さらには開票まで実際の選挙と同じような形で扱っており、そこで

の選挙においても実際の選挙で使われている投票箱を町の選管から借りて実施しているといったところでございます。そういったところの中で、この選挙というものへの意識づけも実態として行われているということも御理解いただく中で、それが投票率へつながればさらに有効なのかなという思いの中で実施されていることも御理解いただければなと思っております。

以上でございます。

- 6 番 選挙という微妙な話題を出しまして、恐縮に思います。
これで私の質問を終わります。ありがとうございました。